

千葉県市街地整備推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は千葉県市街地整備推進協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力と技術の向上をはかり、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等を推進し、もって健全な市街地の整備に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の調査研究及び情報提供に関すること。
- (2) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の啓発・普及及び表彰に関すること。
- (3) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業等についての講習会、見学会等に関すること。
- (4) 国その他関係機関に対する要望に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第4条 本会は、次の各号に掲げる者をもって会員とする。

- (1) 本会の目的に賛同する地方公共団体、土地区画整理組合及び市街地再開発組合等。
- (2) 本会の目的に賛同する公益的団体等で、入会について理事会の承認を得たもの。

(会費)

第5条 本会の会員は、別に定める基準に従い会費を納入しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、次の事由により退会することができる。

- (1) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の必要性がなくなったとき。
- (2) その他事情やむを得ない理由による申出があったとき。

(役員)

第7条 本会に次の各号の役員をおき、役員の定数は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1ないし2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 役員は総会において選任する。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、協議会の円滑な運営を図る。
- (4) 監事は、会計に関する業務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課におく。

- 2 事務局に事務局長及び書記若干名をおく。
- 3 事務局長及び書記は、会長が任命する。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、会長が招集する。
- 3 総会は会員により、理事会は会長、副会長及び理事により、構成する。
- 4 総会及び理事会は、それぞれ構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の変更に関する事。
- (2) 事業計画の決定に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 会費の負担基準に関する事。
- (5) 役員選任に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関する事。

(経費)

第15条 本会の経費は、次の収入金をもって充てる。

- (1) 一般会費
- (2) 寄附金
- (3) 雑収入

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(細則)

第17条 この規約の施行について必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成14年7月18日から施行する。
- 2 千葉県土地区画整理事業推進協議会及び千葉県都市再開発連絡協議会の規約は廃止する。
- 3 この規約は、平成16年7月20日から施行する。
- 4 この規約は、平成18年6月1日から施行する。
- 5 この規約は、平成23年4月1日から施行する。